

第1回米原市臨時教育委員会

日 時：平成18年 3月27日

13時30分開会

場 所：米原市役所山東庁舎

3階 第2委員会室

出席者 教育委員：松蔭委員長 山岡委員 戸田委員
教育委員会事務局：瀬戸川教育長 小野部長
学校教育課：安田課長
生涯学習課：中川課長
文化スポーツ振興課：中井課長
教育総務課：三田村課長
書 記 教育総務課：二之宮

1) 開会あいさつ

松蔭委員長

2) 議事

議案第135号 米原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

三田村課長より概要説明

山岡委員：表彰状や賞状用の印鑑は縦向きか。

三田村課長：市長印に準じた形で、横向きとなる。

承認

議案第136号 米原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

三田村課長より概要説明

松蔭委員長：少年センターの決裁権限はどうなるのか。

中川課長：教育委員会が決裁権者となる。

承認

議案第137号 米原市教育委員会の所管に係わる米原市個人情報保護条例施行規則の制定について

三田村課長より概要説明

山岡委員：市長部局で制定した規則に準じることになると、教育委員会のみ想定される子供の成績等の公開請求などの案件にはどのように対応するのか。

三田村課長：個人の情報として定義の範囲で保護できる。

松蔭委員長：非公開部分について明確な基準を設定しておいたほうがよいのではないか。

山岡委員：公開するか否かの判断は、最終的に審議会において決定されるのか。

三田村課長：教育委員会で審議し決定した後、最終的に審議会で最終決定する。

松寫委員長：審議会以前に教育委員会での審議が必要であると考えられるため、ある程度の基準を明示していただきたい。

瀬戸川教育長：個人情報保護については、市長部局で統一しておこなうのではないのか。

三田村課長：各委員会で制定するとのことである。

松寫委員長：すでに市長部局で制定されているこの規則を教育委員会で制定する必要性があるのか。

三田村課長：情報公開については、教育委員会においても条例制定されているため、規則の制定が必要となってくる。

瀬戸川教育長：市長部局で作成した、規則の内容は修正せずに利用できるのか。

三田村課長：修正せずに利用できると考えている。

山岡委員：市長部局の作成した規則中の「市長」が認めるという部分を「教育長」と読み替えるのか。

瀬戸川教育長：教育委員会と読み替えする。

松寫委員長：審査会は市で実施するのか。

瀬戸川教育長：審査会自体も教育委員会で開催するため、教育委員会で予算を計上する必要がある。

中川課長：審査会については不服申し立てがあり、初めて審議されることとなる。

三田村課長：実務としては、教育委員会で新たに委員を選定するのは難しいため、市で選任している委員を、教育委員会で召集し審議することとなる。

山岡委員：個人情報保護の基準については、事務局で作成してもらう必要がある。

松寫委員長：具体的な内容については、再検討していただきたい。

山岡委員：条例のなかの各号の期間は何を明示しているのか。

三田村課長：実施期間をさしている。

再度詳細内容について検討することにより承認

議案第138号 米原市少年センター条例施行規則の制定について

中川課長より概要説明

山岡委員：第3条と第5条の関係で所長の管理する職員とは第3条に掲げる職員のことか。

中川課長：第3条に掲げる職員である。

山岡委員：所長は職員となるのか。

中川課長：条例で職員と規定しているため職員となる。

松寫委員長：少年センターの職員は市職員となるのか。

中川課長：市職員である。

瀬戸川教育長：少年センター補導員証と補導委員証と様式が違うのは意味があるのか。

中川課長：補導員証は職員用であり、補導委員証は委嘱した補導委員用となる。

瀬戸川教育長：所長は補導委員でないのか。

山岡委員：規則の中で、補導職員を兼ねると規定しないと補導できないのでないか。また、補導員証と職員証は同じ意味でないのか。

中川課長：当初、補導員証でなく職員証と検討していたが、他地域を参考に作成している。

山岡委員：職員証としてはどうか。

中川課長：少年センター職員証と変更する。

三田村課長：「その他必要な職員は」と追加してほうがわかりやすいのでないか。

中川課長：「その他必要な職員は」と追加する。

承認

議案第139号 米原市B&G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則について

中井課長より概要説明

山岡委員：現在まで許可書の許可印はどの印を押していたのか。

中井課長：現在は各所長印をもって許可印としている。

山岡委員：この条例をもとにすると教育委員会まで印鑑を取りに来る必要があり、手間がかかるのでないか。なお、他庁舎に教育委員会印は配置されているのか。

中井課長：市長印のみ各庁舎に配置されている。

中川課長：公民館等の場合、教育委員会印がないため、館長に委任できると簡易になる。

山岡委員：米原市教育委員会印でなく、貸出し専用印を作成し、区別できるようにしてはどうか。

瀬戸川教育長：市長許可が必要となる場合は、許可印はどうしているのか。

中川課長：米原市長〇〇専用との印鑑となっておりどこで押印したか判るようになっている。

松嶋委員長：判断が困難な案件の場合等は、教育委員会で最終決定する必要が発生する場合もある。

瀬戸川教育長：実際は所長に委任する必要があるため、市長部局に準じて別の印鑑を作成する。

承認

議案第140号 米原市スポーツアドバイザー規程の制定について

中井課長より概要説明

中井課長：議案提出日「2月27日」を「3月27日」に修正願います。

瀬戸川教育長：アドバイザーは伊吹山麓体育館に常駐となるか。

中井課長：常駐場所は伊吹山麓体育館となるが、実際の実務は広い範囲で指導をおこなう必要がある。

瀬戸川教育長：直属の上司はだれか。

中井課長：文化スポーツ振興課長となる。

小野部長：伊吹山麓体育館より、広い範囲で指導をおこなうことを考えると、中間に位置する山梨庁舎

の方がよいのではないか。

瀬戸川教育長：スポーツアドバイザーは文化スポーツ振興課職員から選任するのか。

中井課長：市の嘱託職員を配置する。

山岡委員：保険は摘要されるのか。

中井課長：保険は摘要され、通勤手当も支給される。

承認

議案第141号 米原市立いぶき幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について

安田課長より概要説明

山岡委員：添付書類の写しはどの範囲までとなるのか。

安田課長：範囲については確認する。

承認

議案第142号 後援名義の承認について

・社会教育フォーラム

中川課長より概要説明

承認

○その他

4月3日に宣誓式を開催

○次回定例教育委員会

4月14日 9時30分より

以上をもって臨時教育委員会を11時45分に終了した。

平成 年 月 日

上記について承認します。

教育委員長 _____

教育委員長職務代理者 _____

教育委員 _____

教育委員 _____

教育委員（教育長） _____